

次の業務について、企画提案競技に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年9月3日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県富士山世界遺産センター常設展図録版下制作業務委託

(2) 業務目的

静岡県富士山世界遺産センター（以下、「センター」という。）は、特徴的な建物形状と、富士山専門という珍しい博物館であることから、観覧者や旅行会社から図録を求める声が多い。

こうした要望に応えるとともに、観覧者にセンターでの思い出を持ち帰ってもらいリピーター増加につなげるため、常設展示の概要を紹介する図録を制作する。本業務では、図録の版下制作までを行う。

(3) 契約限度額

1,648,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約期間

契約締結の日から令和元年2月28日（金）まで

3 応募資格

次の(1)から(5)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 静岡県の物品購入等又は一般業務委託に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、物品購入等又は一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続き等

(1) 担当部局

静岡県富士山世界遺産センター企画総務課

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12

電話 0544-21-3776 (休館日を除く。) F A X 0544-23-6800

Eメール mtfuji-whc@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和元年9月3日(火)から令和元年9月18日(水)まで

イ 配布場所

上記(1)及びセンター公式ホームページ上 (<https://mtfuji-whc.jp>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

「静岡県富士山世界遺産センター常設展図録版下制作業務委託企画提案書作成要領」のとおり

イ 提出期限

令和元年9月25日(水) 午正まで 持参又は郵送(必着)

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 委託業者の決定方法

ア 企画提案者による企画提案説明(プレゼンテーション)の審査により、最も優れた企画提案者を選定する。

イ 企画提案説明(プレゼンテーション)は、次の(7)及び(イ)のとおり実施する。

(7) 開催日時 令和元年10月3日(木)の指定した時間

(イ) 会場 静岡県富士山世界遺産センター1階 研修室(静岡県富士宮市宮町5-12)

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。

(5) 契約保証金

免除

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 提案の具体化にあたっては、提案者の企画案を変更することがある。